

家族信託預金特約規定

家族信託預金特約規定（以下「本規定」といいます）は、普通預金規定（以下「預金規定」といいます）の特約として、信託業を営む者を受託者とし、信託契約（以下「家族信託契約」といいます）の受託者が信託財産の管理のために開設した預金口座の取り扱いについて定めることを目的とします。なお、本規定は、預金規定に優先して適用されるものとし、本規定に定めのないものは預金規定が適用されるものとし、ます。

第1条（利用対象者）

家族信託契約を公正証書で締結した場合に限り、当該家族信託契約の受託者は、家族信託契約書の原本を当金庫に提出した上で、当金庫所定の書式により本預金を申し込むことができるものとします。また、当金庫は本預金の申し込み前に当該家族信託契約の委託者の推定相続人を戸籍謄本等で確認のうえ、原則、委託者の推定相続人全員および委託者・受託者・受益者・信託監督人（以下これらを併せて「信託契約関係者」といいます）と面談します。なお、当金庫は、当金庫所定の審査の結果、当該申込みをお断りする場合があります。

第2条（取扱店の限定）

本預金を窓口でお取扱いする場合には、口座取引店の窓口のみ取扱いいたします。

第3条（取引の方法）

本預金は、出金、口座振替手続等の取引は受託者による取扱いとし、当金庫所定の手続書類に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第4条（キャッシュカードの取扱い）

本預金は、キャッシュカードの発行ができます。

第5条（受託者の変更）

受託者が死亡または受託者の地位を喪失し、かつ後継受託者が存在する場合には、当金庫は家族信託契約に基づき、本預金の名義人を当該後継受託者に変更します。当該名義変更手続は、当金庫所定の書式により、受託者が変更されたことを証する書類の提示を受けた上で行うものとします。

第6条（家族信託契約の終了）

家族信託契約が終了した場合、当金庫は、当該家族信託契約に基づき、清算受託者の指示に従い、本預金を残余財産の帰属権利者に払い戻します。当該払戻手続は、家族信託契約の終了の事由を証する書類、清算受託者及び残余財産の帰属権利者本人であることを証する書類の提示を受けた上で行うものとします。

第7条（家族信託契約の変更届）

家族信託契約が変更された場合、受託者は、速やかに当金庫所定の書式により、届出るとともに、変更された家族信託契約書の原本を提示してください。なお、

家族信託契約を変更される場合には当金庫は原則、委託者の推定相続人全員および信託契約関係者と面談します。

第8条（信託契約関係者の変更届）

信託契約関係者について、その住所もしくは連絡先が変更された場合、死亡した場合、後見開始または保佐開始の審判を受けた場合、破産手続開始決定を受けた場合、または受託者もしくは信託監督人が辞任した場合、その他信託契約関係者にかかる重要な異動があった場合は、速やかに事実を証する書類を提示した上で、当金庫所定の書式により届出てください。また、必要に応じて、信託契約関係者に届出を行わせるようにしてください。

第9条（適用条項）

本規定および預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議の上で決定します。

第10条（本特約規定の変更）

- (1) 当金庫は本取引の各条項その他の条件について民法548条の4の規定により、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① お客様の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生日をホームページその他適当な方法で周知し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項2号による変更の場合、前項の周知時と効力発生日の間には1か月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2022年11月1日現在